

## 平成25年度決算に基づく飯山市の健全化判断比率等について

○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」という。)に基づき、飯山市における健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標の総称)と公営企業の資金不足比率を公表します。

### 1 健全化判断比率について

健全化判断比率には、「早期健全化基準」と「財政再生基準」とが設けられており、4指標のうち各基準を1つでも上回ると「早期健全化団体」、「財政再生団体」へと移行します。さらに、平成21年4月より健全化法が本格施行されたことで、「早期健全化団体」または「財政再生団体」は、財政健全化計画の策定などが義務付けられました。

「早期健全化団体」は、財政健全化計画の策定(議会の議決)のほか、外部監査要求の義務付、毎年度の実施状況を議会へ報告し公表するなど、自主的な改善努力による財政健全化が必要となります。

「財政再生団体」は、財政再生計画の策定(議会の議決)のほか、外部監査要求の義務付、財政計画についての国の同意手続、地方債の制限など国等の関与による確実な再生を目指すこととなります。

飯山市の平成25年度決算に基づく健全化判断比率を算定したところ、いずれの指標も基準値を下回りました。

指 標	平成25年度	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	13.75 %	20.00 %
連結実質赤字比率	— %	— %	18.75 %	30.00 %
実質公債費比率	13.1 %	13.7 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	58.5 %	66.7 %	350.0 %	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため(黒字のため)「—」で表示しています。

### 2 資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業における資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示す数値になります。資金不足比率には、「経営健全化基準」が設けられており、基準を上回ると「経営健全化計画」を定める必要があります。平成25年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、資金不足比率については該当ありません。

指 標	特 別 会 計 名	平成25年度	平成24年度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	飯山市水道事業会計	— %	— %	20.0 %
	飯山市簡易水道等特別会計	— %	— %	20.0 %
	飯山市公共下水道事業特別会計	— %	— %	20.0 %
	飯山市特定環境保全公共下水道事業特別会計	— %	— %	20.0 %
	飯山市農業集落排水事業特別会計	— %	— %	20.0 %

※ 資金不足比率については、各会計とも資金不足が生じていないため「—」で表示しています。

### 3 昨年度との比較について

25年度決算における実質公債費比率、将来負担比率については、どちらの指標も24年度決算数値から改善しており、実質公債費比率は0.6ポイント、将来負担比率は8.2ポイント改善されました。数値の改善した理由については、以下の事項が挙げられます。

- ① 地方債償還額の減少(実質公債費比率、将来負担比率)
- ② ①を理由とした単年度指標の改善(実質公債費比率)

#### ① 地方債償還額の減少

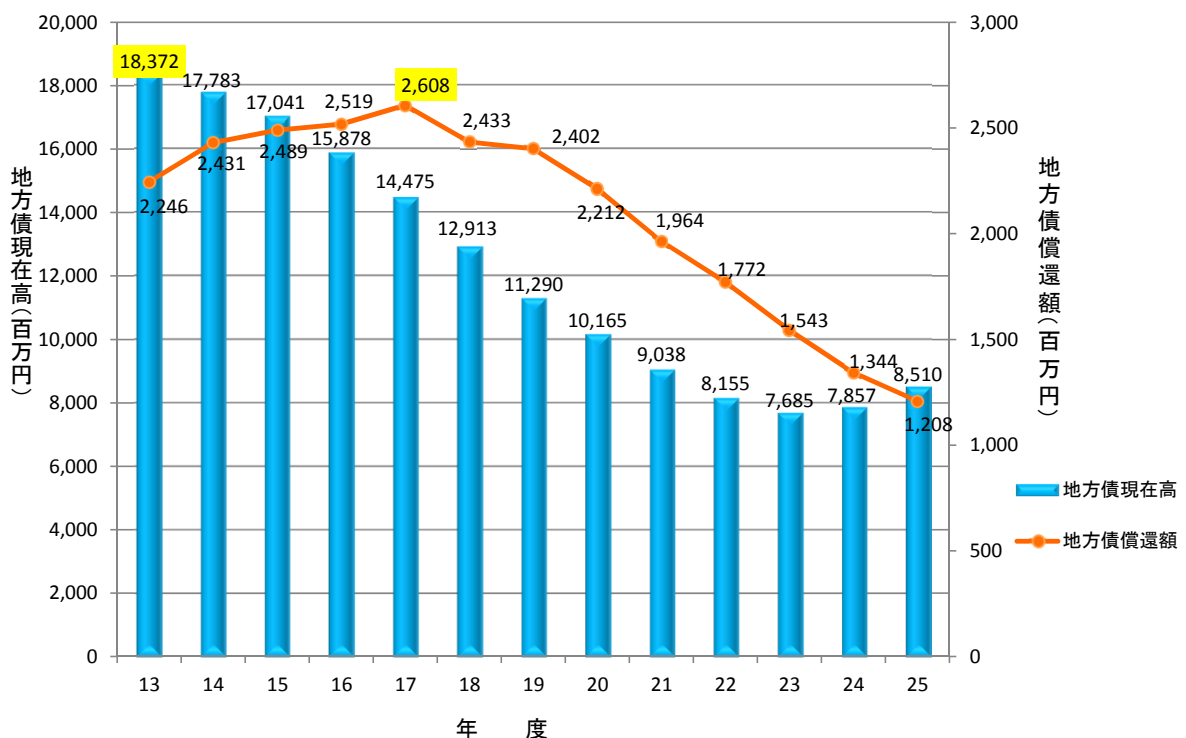
##### (i) 普通会計における地方債償還額及び地方債残高の推移

普通会計における地方債償還額については、平成17年度をピークに減少を続けており、平成25年度償還額は1,208百万円で、前年度から136百万円減少しています。

また、普通会計における地方債現在高については、平成13年度をピークに23年度まで減少を続けていましたが、過疎対策事業の本格化に伴う新たな過疎債の借入れにより平成24年度から増加しており、平成25年度末の地方債残高は8,510百万円と前年度から653百万円増加しています。

地方債償還額及び地方債現在高は、実質公債費比率、将来負担比率算出の主な構成要因であるため、これらの数値が減少することは、各指標が改善する要因になります。

### 普通会計における地方債償還額及び地方債残高の推移



年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
地方債償還額	2,246	2,431	2,489	2,519	2,608	2,433	2,402	2,212	1,964	1,772	1,543	1,344	1,208
地方債現在高	18,372	17,783	17,041	15,878	14,475	12,913	11,290	10,165	9,038	8,155	7,685	7,857	8,510

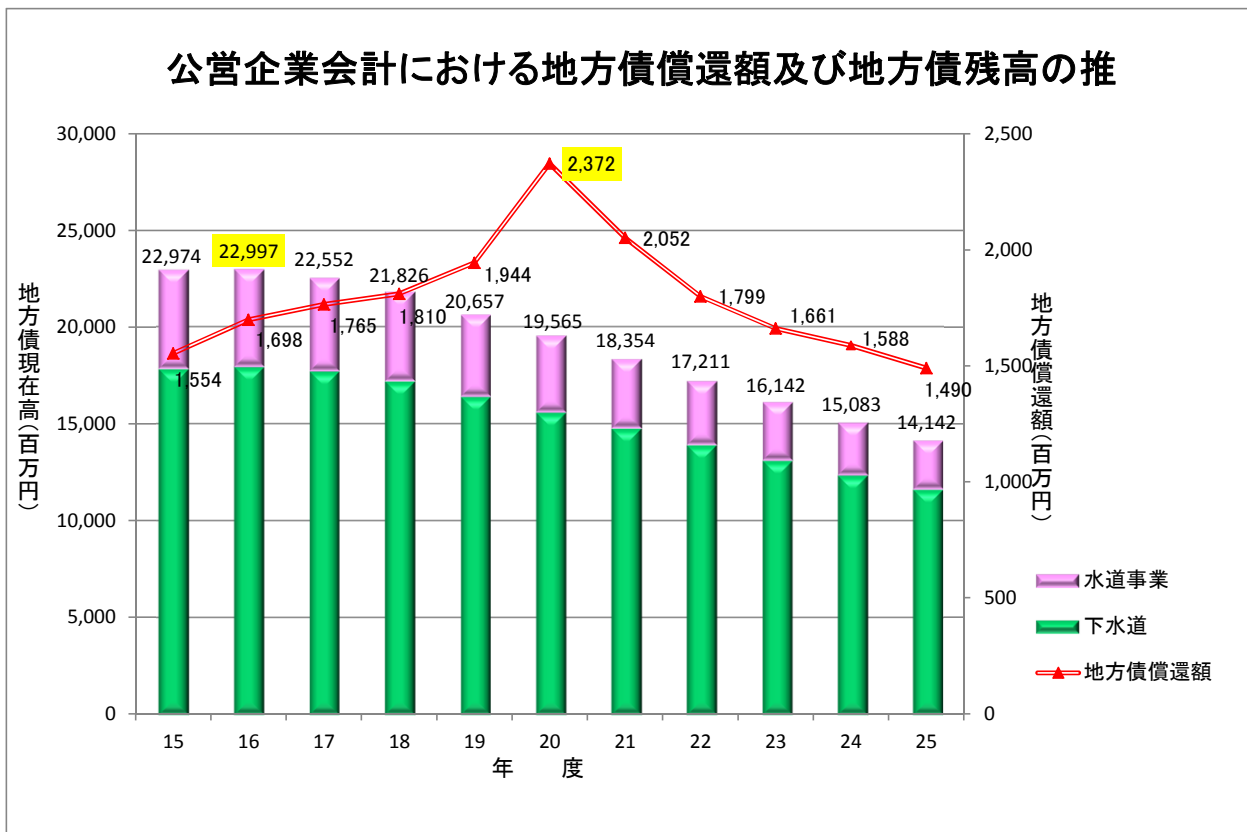
(ii) 公営企業会計における地方債償還額及び地方債償還額の推移

当市における公営企業会計には、下水道事業と水道事業の2つがあります。

公営企業における地方債償還は、一般会計から繰出しており、それが実質公債費比率、及び将来負担比率算出の主な構成要因であり、これらが減少すると、各指標が改善する要因となります。

平成25年度末の公営企業会計の地方債現在高が14,142百万円であり、平成15年度末からの10年間で8,832百万円減少しています。

全市域の下水道化や各地区における水道施設の整備を行い、便利で住みやすいまちづくりを進めてきた結果、公営企業債の地方債現在高が平成16年度のピーク時には、22,997百万円に上りましたが、平成19年度～平成21年度に行われた補償金免除繰上償還の活用や公営企業の施設整備を概ね終えたことで、地方債現在高が減少しています。



地方債償還額	年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	下水道事業	1,237	1,315	1,400	1,439	1,438	1,928	1,555	1,358	1,253	1,203	1,148
	水道事業	317	383	365	371	506	444	497	441	408	385	342
	合計	1,554	1,698	1,765	1,810	1,944	2,372	2,052	1,799	1,661	1,588	1,490
	前年度差額		144	67	45	134	428	△ 320	△ 253	△ 138	△ 73	△ 98

地方債残高	年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	下水道事業	17,842	17,954	17,717	17,217	16,420	15,602	14,771	13,916	13,123	12,353	11,636
	水道事業	5,132	5,043	4,835	4,609	4,237	3,963	3,583	3,295	3,019	2,730	2,506
	合計	22,974	22,997	22,552	21,826	20,657	19,565	18,354	17,211	16,142	15,083	14,142
	前年度差額		23	△ 445	△ 726	△ 1,169	△ 1,092	△ 1,211	△ 1,143	△ 1,069	△ 1,059	△ 941

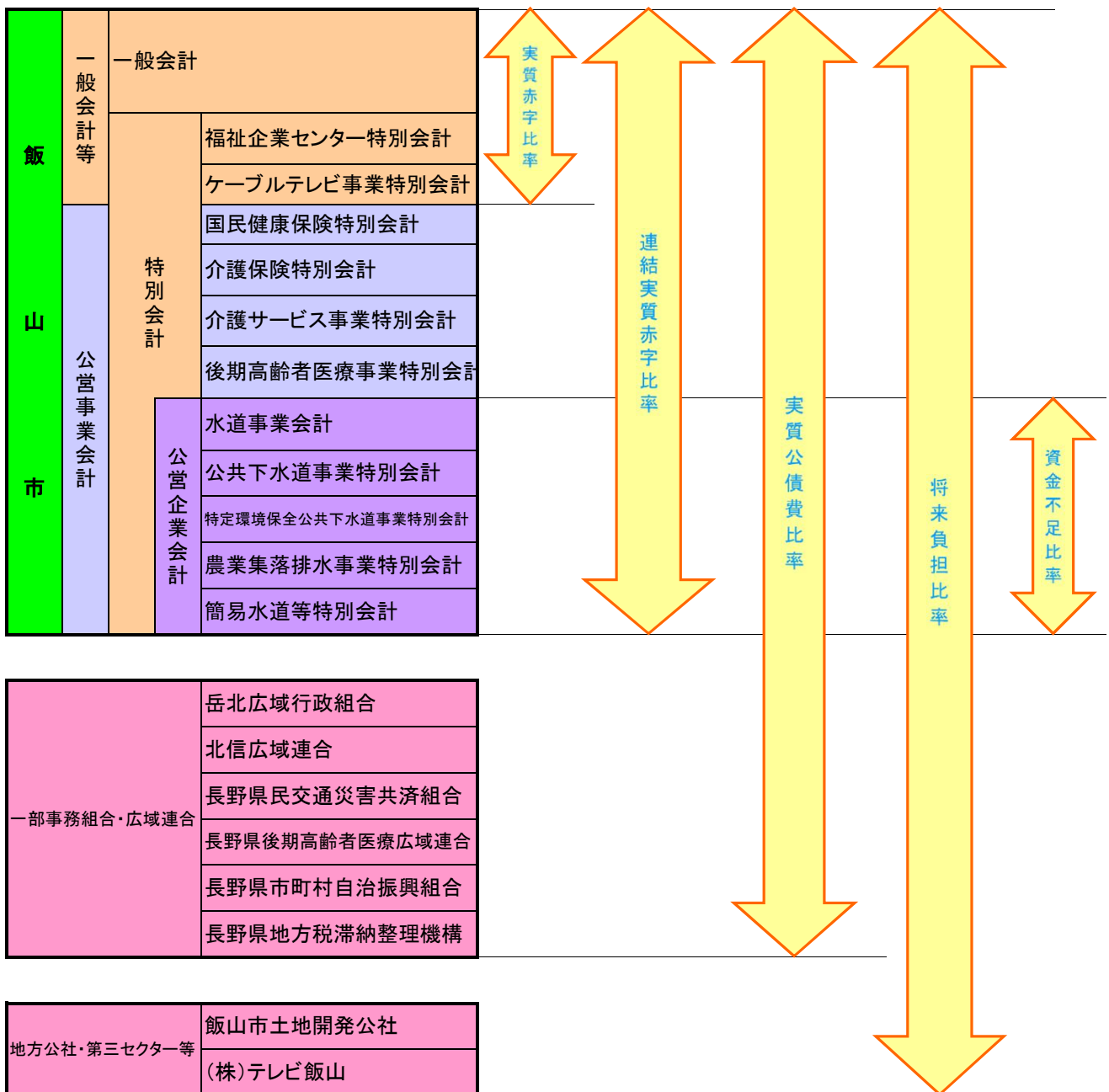
② ①を理由とした単年度指標の改善

実質公債費比率は、直近3年の単年度指標の平均で表されます。

	22年度単年度	23年度単年度	24年度単年度	25年度単年度	平均値
23年度指標	14.13	14.07	13.04		13.7
24年度指標		14.07	13.04	12.25	13.1

実質公債費比率の各単年度指標を上記表に示してあります。太枠で示した22年度単年度指標と25年度単年度指標とでは、1.88ポイント改善されています。補償金免除繰上償還の活用等により地方債償還額が減少したことで、実質公債費比率の改善につながりました。

《 飯山市の財政健全化判断比率等の対象となる会計・団体のイメージ図 》



※ 資金不足比率については、各公営企業ごとに数値を算出しています